

一般廃棄物処分業

許 可 証

住 所 富山県高岡市福岡町本領 1053 番地 1
株式会社HARITA
氏 名 代表取締役 張田 真 様

高岡市長 出町 譲



高岡市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第 37 条に規定する許可をしたことを証する。

- 1 業務の種類 一般廃棄物処分業 (資源化)
- 2 設置場所 富山県高岡市福岡町本領 1058 番地
富山県高岡市福岡町本領 1054 番地
富山県高岡市福岡町荒屋敷 248 番地
- 3 許可期間 令和 8 年 4 月 1 日から
令和 10 年 3 月 31 日まで

複写無効

4 許可の条件

(1) 業務の範囲等

① 再生可能な木質系一般廃棄物、市による処理が困難な一般廃棄物のうち、ガラス類、陶磁器類、小型家電製品 (特定家庭用機器再商品化法に定める機械器具を除く)、廃プラスチック類、資源ごみ、粗大ごみ (木質系一般廃棄物を除く)

※粗大ごみの定義は、市長が別に定める。

※市域外から排出され当該施設で受け入れるものは、高岡市と市町村協議済みのものに限る。

② 二輪リサイクルシステムの対象となる廃棄自動二輪車

※家庭から持ち込まれる廃棄自動二輪車は高岡市内から排出されるものに限る。

- (2) 廃棄物の処分にあたっては、富山県が設置届を受理したごみ処理施設において破碎処理をし、資源化するものとする。
- (3) 一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。

5 注意事項

- (1) 申請書の記載事項に変更があった場合には、速やかに市長に報告すること。
- (2) 許可証をほかに譲渡し、又は貸与してはならない。
- (3) 業務を休止し、又は廃止しようとするときは、その 15 日前までに市長に届け出ること。
- (4) 高岡市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第 38 条及び同条例施行規則第 23 条の規定により一般廃棄物取扱状況報告書を毎月提出すること。
- (5) 関係法令及び市条例に違反したとき、又は前各号の許可条件に違反したときは、この許可を取り消すことがある。